

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	落札決定基準										(全般)	放射能リスクを回避する提案は、消化汚泥中の放射性物質濃度の標準範囲が一環して選定事業者決定後の協議事項との方針のため、落札決定基準には該当しない（評価対象外）との解釈でよろしいでしょうか。	消化汚泥等の放射性物質の濃度については0（ND）～100Bq/kgを標準的な範囲とすることを考えておりますので、その値をもとに本施設や各業務等の各段階で提案があれば、提案書に記載してください。評価についてはPFI事業審査委員会にて行われることとなりますが、提案書に記載があれば審査の対象となります。
2	落札決定基準	1						(1)	1		事業計画に関する事項	第一次質問回答(入札説明書No.6)に、「本事業の提案に～経済性及び市内外での環境負荷の軽減についても配慮してください」となっています。一方で、本項目において、市内での温室効果ガス削減量しか評価しないとなっており矛盾しています。入札説明書の質問回答を正とするならば、市外での温室効果ガス削減量も評価すべきと考えます。落札決定基準の評価を正とするならば、入札説明書の質問回答を「市内での環境負荷の軽減のみを配慮してください」と修正すべきと考えますが、いかがでしょうか。	入札説明書に対する質問の回答のNo3を参照してください。
3	落札者決定基準	1	31	6	3						定量的評価ができない項目 事業計画に関する事項	市が金融機関等と行う財務状況等に関するモニタリングについては、事業者の提案項目ではないため、モニタリング実施可否を含め、事業計画に関する事項の評価基準に影響を及ぼさないと理解してよろしいでしょうか。	評価についてはPFI事業審査委員会にて行われることとなりますが、市と金融機関等が連携することにより、多様な方法で事業の財務状況等に関するモニタリングを行うことが可能であり、事業の安定性を高めることができると考えられるため、金融機関等からのプロジェクトファイナンス形態での借入を含む資金調達計画とし、モニタリングは、モニタリング基本計画「3 モニタリング体制」にお示ししたとおり、市、SPC及び金融機関等による実施といたします。